

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」

（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）（0402 訂正後）」

【ベースアップ評価料の抜粋（調剤報酬点数表）】

<その他>

区分40 調剤ベースアップ評価料

- （1） 当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制を評価するものであり、当該施設基準に適合するものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合に、処方箋の受付1回につき、所定点数を算定する。
- （2） 当該評価料により得られる収入は、当該算定項目の対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分以外に用いることはできないことに留意すること。
- （3） なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。